参考様式４

確約書

　　　　年　　月　　日

二本松市長　　　　　　様

住所（所在地）

開発行為者　氏名

（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　印

電話番号

　都市計画法第４０条第２項の規定により開発行為（令和　　年　　　月　　日二本松市指令　　都第　　　　号）に関する下記の用地及び施設を帰属（寄附）の申出にあたって、次の事項を確約します。

１　帰属（寄附）物件に対する租税、その他の公課は、所有権移転登記完了の日の属する当該年度分までは（開発行為者名　　）が負担します。

２　帰属（寄附）する土地にある△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その管理に（清掃、草刈り等）について、地元（土地購入者又は入居者等）がすることとし、地元（土地購入者又は入居者等）へ重要事項説明書に記載の上、（開発行為者名　　）が説明して管理義務があることを存知させます。（※土地のみ帰属で開発者管理の場合）

２　帰属（寄附）する△△施設（道路、公園、水路、調整地等）の使用にあたっては、愛護意識を持って使用し、定期的な保全管理活動を行うことを、地元（土地購入者又は入居者等）へ重要事項説明書に記載の上、（開発行為者名　　）が説明します。

３　帰属（寄附）する土地にある△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、その管理に（清掃、草刈り等）について、地元（土地購入者又は入居者等）に引き継ぐまでは、（開発行為者名　　）が責任をもって管理します。（※土地のみ帰属で開発者管理の場合）

３　帰属（寄附）する△△施設（道路、公園、水路、調整地等）について、土地購入者又は入居者等が全て決定するまでは、（開発行為者名　　）が定期的な保全管理活動を行います。

４　管理（保全管理）事項は次のとおりとします。

　（１）（道路、公園、水路、調整地等）の除草（樹木の軽剪定含む）及び清掃

　（２）（道路、公園、水路、調整地等）施設の点検管理

５　管理に際し、災害の予兆、施設の損壊、違法行為者等を発見したときは、速やかに二本松市並びに関係機関に通報します。